

- 第7次国土調査事業十箇年計画では、中間年に必要な見直しを行うものとされているところ、令和5年度に国土審議会「国土調査のあり方に関する検討小委員会」を開催し、第7次計画後半において地籍調査の更なる円滑かつ迅速な実施を図るための取組の方向性について報告書を取りまとめ（R6.3.29公表）
- 取りまとめ等を踏まえ、地籍調査作業規程準則を改正し、以下の措置を講じる

(1) 通知に無反応な所有者等がいる場合の調査方法の新設（準則30条）

現行

- 筆界の調査では土地の所有者等の立会等による確認を得る必要
- 所有者等の所在が明らかであっても、所有者等の立会等による確認への協力が得られない場合が発生
- 現行ではその場合の多くが筆界未定となり、円滑な調査の支障に

改正

- 立会等の通知に反応がない場合、筆界案を送付し、一定期間返答がなければ所有者等の確認があったものとみなす調査手続を新設
- 調査の円滑化や筆界未定防止の効果を創出

(3) その他地籍測量手続の見直し

- 一筆地測量と一筆地調査の並行実施の可能化（復元測量の実施の一般則化）（準則42条4項）
- 一筆地測量後の筆界点の位置の点検作業の位置付けの明確化（準則72条）

(2) 航測法の適用区域の拡大（準則37条）

✓ 令和6年6月28日公布・施行

現行

- 令和2年にリモートセンシングデータを活用した調査手法を航測法と位置付けて山村部の調査を促進
- 航測法による調査の適用区域は、測量精度を考慮し、乙二・乙三（「山村部等」）に限定

改正

- 測量技術の進展を踏まえ、リモートセンシングデータを活用した調査の適用区域を乙一「農用地等」まで拡大し、地籍調査を円滑化・迅速化
- 航測法のデータの点検及び調整を行うために必要な基準となる点への単点観測法により観測された点の追加（準則77条）

○航測法適用区域



<農用地・山村部の精度区分>（※）国土調査法施行令別表四・運用基準第5条

精度区分	筆界点の位置誤差	
	平均二乗誤差	公差
乙一 農用地及びその周辺の区域	25 cm	75 cm
乙二 山林及び原野（次に掲げる区域を除く。）並びにその周辺の区域	50 cm	150 cm
乙三 山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域	100 cm	300 cm

（※）平均二乗誤差は、測定値のパラツキ具合を数量的に表すもの。公差とは、地籍測量によって求められた地点の位置誤差の許容限度（最大値）を示すもの。

航測法の適用区域の拡大

- リモートセンシングデータを活用した調査手法（航測法）の適用区域を精度区分「乙一」に拡大（地籍調査作業規程準則37条）
- データの点検及び調整を行うために必要な点として、単点観測法により観測された点の使用も可能に（同準則77条）

航測法の適用区域の拡大

- 農用地に相当する精度区分（乙一地域）において、植生の状況等により現地での作業に危険・困難を伴う地域（植生に覆われた農用地周辺や耕作放棄地等）では、土地所有者の現地立会や測量作業等に大きな負担
- 測量技術の進展により、効率的な手法導入推進基本調査においてリモートセンシングデータを活用した調査手法が乙一地域へ導入可能であることを確認



＜農用地・山村部の精度区分＞ 国土調査法施行令別表四・運用基準第5条

精度区分	筆界点の位置誤差	
	平均二乗誤差	公差
乙一 農用地及びその周辺の区域	25 cm	75 cm
乙二 山林及び原野（次に掲げる区域を除く。） 並びにその周辺の区域	50 cm	150 cm
乙三 山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域	100 cm	300 cm

（※）平均二乗誤差は、測定値のバラツキ具合を数的に表すもの。公差とは、地籍測量によって求められた地点の位置誤差の許容限度（最大値）を示すもの。

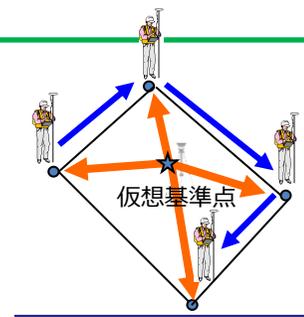
リモセンの適用区域を精度区分「乙一」に拡大

○航測法適用区域



標定点等の選点について

- 航測法による地籍測量により得られたデータの点検及び調整を行うために必要な点（標定点・調整点）については、地籍図根三角点等に限られていた
- 低高度で狭小な範囲を飛行するUAVを活用した測量においては、必要な点数が足りず、データの点検及び調整が困難となることが想定



単点観測法により観測された点も使用可能に

※単点観測法：近傍の与点の成果値を用いず、電子基準点に基づき生成された仮想基準点又は電子基準点を基準として新点の座標を求める方法

ネットワーク型RTK法による
単点観測法のイメージ